

# カナーレゴルフプラザ流山利用規約

- 第一条**  
本規約はカナーレゴルフプラザ流山（以下当社という）が発行するICショットカード（以下ICカードという）及びプリペイドの使用条件について規定することを目的とします。  
本規約はICカードの発行を受けたすべての利用者に適用されます。
- 第二条**  
**用語の定義**  
ICカード：当社が発行する 氏名 生年月日 及び金銭データ等を記録できるICチップ搭載のカード  
プリペイド：ICカードに記録された円単位の金銭データ  
チャージ：金額を入金し記録すること
- 第三条**  
当社と利用者の契約の成立時期は当社が利用者にICカードを発行した時とし、以降本規約が適用されます。
- 第四条**  
利用者はICカードの発行時に届け出た事項に変更が生じた場合は速やかに変更を届け出ることとします。  
当社は利用者が前項の届け出を行わなかった事により被った不利益について責任を負いません。
- 第五条**  
利用者は当社の全自動ティーアップ機を利用してゴルフ練習を行う際、プリペイドを当社の決める方式で代価の弁済のために使用します。  
なお代価の弁済は利用者のICカードから代価に相当する額のプリペイドが減少し、使用端末に当該プリペイドの使用履歴記録された時に完了するものとします。  
利用者は前項に定めるものの他、当社の定める方法でICカードを使用することにより当社が提供する各種のサービスを受けることができます。
- 第六条**  
利用者は当社施設内のICカードチャージ機にて所定の金額単位でICカードにチャージすることができます。  
ただしICカードに記録できるプリペイドの未使用残高は30,000円を上限とします。（プレミアム分を除く）  
ICカードの有効期限は最終利用日より1年間とし、有効期限の経過をもってチャージ金額は失効します。
- 第七条**  
利用者はプリペイドの未使用残高をICカードチャージ機で確認することができます。
- 第八条**  
ICカードは発行を申し込んだご本人様に限り使用できます。  
ICカードは他人への貸与、譲渡はできません。  
利用者は違法、不当、または公序良俗に反する目的でICカードまたはプリペイドを使用しないものとします。  
利用者は営利の目的でICカードまたはプリペイドを使用しないものとします。  
利用者はICカードの使用について破損または電磁的な影響を受けないよう十分注意して取り扱うこととします。  
利用者はICカード、プリペイドまたはプリペイドに係わるソフトウェア、ハードウェア、もしくはシステム等の破損、解析、複製等を行わず、且つ、これらの行為に協力しないものとします。
- 第九条**  
当社は次の場合、利用者に対するサービスの提供を停止することができるものとします。  
・ICカードが偽造もしくは変造されたものであるとき、またはその恐れがあるとき  
・プリペイドが不正に記録されたものであるとき、またはその恐れがあるとき  
・ICカードが違法に取得されたものであるとき、またはその恐れがあるとき  
・利用者が本規約に違反、または違反する恐れがあるとき  
・システムメンテナンス、システム管理会社の休業日、その他システム上の事由があるとき  
・ICカードまたはプリペイドの破損、使用端末の故障、システム障害、停電、天災地変その他やむを得ない事由があるとき
- 第十条**  
利用者は次の場合、チャージすることはできません。  
・営業時間外であるとき  
・利用者が本規約に違反、または違反の恐れがあるとき  
・ICカードまたはプリペイドの破損、使用端末の故障、システム障害、停電、天災地変その他やむを得ない事由があるとき  
当社は前項の場合に利用者がチャージできなかったことによる利用者の不利益または損害について責任を負いません。
- 第十一条**  
利用者は当社の全自動ティーアップ機を利用してゴルフ練習を行った後、利用端末またはレシートに表示される使用後のプリペイドの未使用残高に誤りがないことを確認するものとする。  
万一使用後の未使用残高に誤りがある場合にはその場で当社に申し出るものとし、申し出がない場合、利用者は当該プリペイドの未使用残高に誤りがないことを承認したものとみなします。  
利用者はチャージを行ったときはチャージを行った端末に表示されるチャージ後のプリペイドの未使用残高に誤りがないことを確認するものとする。  
万一チャージ後の未使用残高に誤りがある場合にはその場で当社に申し出るものとし、申し出がない場合、利用者は当該プリペイドの未使用残高に誤りがないことを承認したものとみなします。
- 第十二条**  
当社は法令により払い戻しの義務を負う場合および第十七条の場合を除き利用者に対しプリペイドの未使用残高の払い戻しは行いません。  
当社は法令の定めに基づきプリペイドの未使用残高の払い戻しを行うときは、当社指定の方法により払い戻しを行う旨を利用者に対して周知の措置をとります。
- 第十三条**  
利用者は紛失盗難等によりICカードの占有を失った場合、速やかに当社に届け出の上所定の使用停止の手続きをとるものとします。  
利用者は利用者による使用停止の手続きから当社による当該ICカードの使用停止措置が完了するまで一定期間を要する事を了承し、当社はその間、当該ICカードが第三者に使用されたことによる利用者の不利益または損害について責任を負いません。
- 第十四条**  
当社は利用者の故意または過失の結果としてのICカードの破損、電磁的影響その他の事由によるプリペイドの破損または損失による利用者の不利益または損害等について責任を負いません。

#### 第十五条

利用者がICカードを紛失または盗難破損その他やむを得ない事由によりカードの再発行を希望する場合、当社は次の各条件を満たすときに限り所定の手続きによりICカードを再発行します。

- ・公的証明書を提示することによりICカードの利用申込書に記名された本人であることが確認できること
- ・再発行を希望する方の氏名生年月日等の情報が当社に登録されていること

当社は前項によりICカードを再発行する場合、所定の再発行手数料を現金で申し受けます。

#### 第十六条

前条に基づきICカードを発行する場合、従前のICカードの未使用残高は0とします。

ただし次の各号の場合、当社は各号に定める額のプリペイドを再発行したICカードに記録します。

- ・従前のICカードが回収された場合  
回収されたICカードに記録されたプリペイドの未使用残高と当社の保有する当該カードに係わるプリペイドの未使用残高の少ない額
- ・ICカードが回収されることなく使用停止の措置が採られた場合  
当社の保有する当該カードに係わるプリペイドの未使用残高の額

#### 第十七条

当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等により第五条のサービスを終了することがあります。

前項の場合、当社は当社所定の方法により、第五条のサービスを終了する旨およびICカードに記録されたプリペイドの返金方法等について利用者に対する周知の措置を採ります。

前項の場合、当社が定めた返金期間経過後は返金を行いません。

#### 第十八条

当社はICカードの発行に際して申込書に記載された利用者の個人情報を使用目的の範囲内で使用し、必要な保護措置を行い適切に管理します。

#### 第十九条

当社は故意または重大な過失がない限り、ICカードまたはプリペイドを使用することができなかったことにより生じた利用者の不利益または損害等について責任を負いません。

#### 第二十条

本規約を変更する場合は、当社は所定の方法により変更内容の周知の措置を採り変更します。

また、当該周知の措置の後、利用者がICカードを利用したとき、当社は利用者が規約の変更を承認したものとみなします。